



御社の組織活力・生産性 UP を促進する

# あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 渉

2018年8月

\*「あおば事務所のお知らせコーナー」から「あおば新聞」に名称を変更し、リニューアルしました。

## ～働き方改革に伴う法律改正～

ニュース等で既に見聞きされている方も多いかと思いますが、『働き方改革』に伴う法律改正について、現時点の主な項目を下記表にまとめました。

『働き方改革』は、労働人口の減少、長時間労働、正規社員と非正規社員（短時間・有期雇用労働者・派遣労働者）との格差などの問題の改善を目的とした、8つの法律改正からなるものです。

来年4月以降、順次施行されますので、一つ一つ取り組んでいきましょう。ご不明な点等ございましたら、いつでもお問い合わせください。例えば、労働時間の管理方法を見直したいなどのご相談もお気軽に。

項目	2019年4月	2020年4月	2021年4月
残業時間の上限規制 (大企業)	○		
残業時間の上限規制 (中小企業)		○	
同一労働同一賃金 (大企業)		○	
同一労働同一賃金 (中小企業)			○
年次有給休暇の5日間 取得義務付け	○		
高度プロフェッショナル制度	○		

■改定タイムスケジュール目安

2019年  
※均等待遇・均衡待遇に向けた協議を本格化

↓

2020年 残業規制が強化される

※諸手当の整理を実施  
※非正規の就業規則・賃金規程を変更

↓

2021年 同一労働同一賃金が施行される

### ▲主な「働き方改革関連法」の施行日

## ～年次有給休暇の計画的付与制度のご案内～

『働き方改革』の1つとして、2019年4月より、年5日以上、年次有給休暇（以下年休）を取得することが義務化されます。そこで対応方法の1つでもある計画的に年休を取得できる制度をご案内いたします。年休の計画的付与制度とは、年休のうち5日を超える部分について、計画的に休暇取得日を割り振る制度です。

### ■主な計画的付与の方法

- ①会社全体での一斉付与（会社全体を休業させた方が効率的な業種（製造業など）に多い）
- ②班・グループ別での交代制付与（会社全体での休業が難しい業種（流通やサービス業など）に多い）
- ③個別に付与（年休付与計画表により）

### ■導入に当たって必要なこと

労使協定の締結が必要です。また、後のトラブル防止のため、就業規則への記載をお勧めします。

### ■導入に当たって気をつけたい点

- ①労働者が自由に取得できる年休を最低年5日は残しておくことが必要です。
- ②年休の残日数が不足している人や、年休の権利のない人がいた場合は、付与日数の増加や、賃金の支払いが必要となる場合があります。

上記制度をご検討される方、その他年休についての基礎的な考え方等、何かご不明な点がありましたらお気軽にあおば事務所までご相談ください

## ～お知らせ～

### <全ての顧問先様>

- ①あおば事務所の夏季休業…8/11（土）～8/16（木）の期間は営業していません。  
\*期間中の連絡については8/17（金）以降に対応させていただきます。

- ②次号予告…最低賃金についての記事を取り上げる予定です。

### <社会保険加入の顧問先様>

- ①社会保険の随時改定（いわゆる月変）…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

- ②7月・8月賞与情報をあおば事務所へFAXまたはメールでご連絡ください。

- 各人の賞与額（税金などを控除する前の一番大きな額）
- 支給日

支給が無い場合も届け出が必要ですので、ご連絡をお願いします。

賞与計算で使用する社会保険料率については、あおば事務所のお知らせコーナーNo155(7/2 発行)をご参照ください。



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

TEL：048-592-0475 FAX：048-592-0590

e-mail：mado@aobaroumuoffice.com